熊取町議会委員会会議録

〔令和６年12月定例会〕

議 会 運 営 委 員 会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊　取　町　議　会

目　　　　　　次

〔議会運営委員会（11月28日）〕
令和６年12月熊取町議会定例会の運営について …… 1
その他 …… 3

〔議会運営委員会（12月11日）〕
令和６年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて …… 5
その他 …… 11

〔総務文教常任委員会〕
議案第69号　熊取町新たな地場産品創出等条例 …… 14
質　疑 …… 14
採　決 …… 15
議案第70号　刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 …… 15
質　疑 …… 16
採　決 …… 16
議案第71号　退職手当条例の一部を改正する条例 …… 16
質　疑 …… 16
採　決 …… 16
議案第72号　訴えの提起について …… 16
質　疑 …… 17
採　決 …… 18
議案第73号　訴えの提起について …… 18
質　疑 …… 18
採　決 …… 19
議案第74号　訴えの提起について …… 19
質　疑 …… 19
採　決 …… 20
議案第75号　訴えの提起について …… 20
質　疑 …… 20
採　決 …… 21
議案第76号　訴えの提起について …… 21
質　疑 …… 21
採　決 …… 21
議案第77号　訴えの提起について …… 21
質　疑 …… 21
採　決 …… 22
議案第78号　債権の放棄について …… 22
質　疑 …… 22
採　決 …… 23
議案第79号　債権の放棄について …… 24
質　疑 …… 24
採　決 …… 24
議案第80号　債権の放棄について …… 24

質　疑 …… 24
採　決 …… 25
議案第81号　債権の放棄について …… 25
質　疑 …… 25
採　決 …… 28
議案第82号　工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校④－１、④－２、⑦棟外壁等改修工事） …… 28
質　疑 …… 28
採　決 …… 29
議案第83号　工事請負契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（Ｒ６－１）） …… 29
質　疑 …… 29
採　決 …… 29
議案第84号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（平成26年度分） …… 30
質　疑 …… 30
採　決 …… 30
議案第85号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和元年度分） …… 31
質　疑 …… 31
採　決 …… 31
議案第86号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和５年度分） …… 31
質　疑 …… 31
採　決 …… 31
議案第87号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第６号） …… 31
質　疑 …… 31
採　決 …… 35

〔事業厚生常任委員会〕
議案第88号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） …… 38
質　疑 …… 38
採　決 …… 38
議案第89号　令和６年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第２号） …… 39
質　疑 …… 39
採　決 …… 40

議　会　運　営　委　員　会

議 会 運 営 委 員 会

月　　日	令和６年11月28日（木曜）招集				
場　　所	熊取町役場議場				
出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	大林隆昭	委員	渡辺豊子
	議長	河合弘樹		
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南　和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

付議審査事件

１）令和６年12月熊取町議会定例会の運営について

２）その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和６年12月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は６名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

初めに、12月定例会に提案されます議案についての説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）令和６年12月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして説明いたします。順序につきましては議会の進行に基づき説明いたします。

５ページ下段をご覧ください。

まず、行政報告事項についてでございます。件数は全部で２件でございます。

損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第１項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告案件について説明いたします。

５ページ上段をご覧ください。案件は１件です。

令和６年度熊取町一般会計補正予算（第５号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第１項の規定により令和６年10月１日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、令和６年10月27日執行衆議院議員総選挙に係る経費及び繰越明許費の設定、西小学校外壁等改修工事でございます。

次に、予定議案についてでございます。

２ページをご覧ください。

件数は全部で21件でございます。
１件目の熊取町新たな地場産品創出等条例につきましては、新たな地場産品の創出または既存の地場産品の生産強化等が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たな地方産品の創出等の推進に関する基本理念を定め、町の責務及び事業者の役割を明らかにし、新たな地場産品の創出等に関する施策を推進することにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的に条例案を提出するものです。
２件目の刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮刑」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。
３件目の退職手当条例の一部を改正する条例につきましては、２件目の刑法等の一部を改正する法律のほか、雇用保険法の改正により、就業促進手当のうち就業手当が廃止されるため、条例案を提出するものです。
４件目から９件目の訴えの提起につきましては、損害賠償請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第１項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
10件目から13件目の債権の放棄につきましては、債権を放棄することについて、地方自治法第96条第１項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
14件目、15件目の工事請負契約の締結につきましては、工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第１項第５号及び要議決契約等条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。１つ目の工事は熊取町立西小学校④－１、④－２、⑦棟外壁等改修工事、２つ目の工事は準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（Ｒ６－１）の工事請負契約の締結でございます。
３ページをご覧ください。
16件目から18件目の小学校教師用指導書の購入について（追認）につきましては、熊取町立小学校教師用指導書を購入することについて、地方自治法第96条第１項第８号及び要議決契約等条例第３条の規定により議会の議決を経るべきところ、これを経ずに購入したため議会の追認議決を求めるものでございます。購入物品は熊取町立小学校教師用指導書で、１つ目は平成26年度分、２つ目は令和元年度分、３つ目は令和５年度分の購入物品の追認でございます。
19件目の令和６年度熊取町一般会計補正予算（第６号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億612万円を追加するものでございます。主な補正内容は、国庫等補助金の確定に伴う返還金、学校給食における物価高騰対策分などの補正でございます。
20件目の令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万1,000円を追加するものでございます。補正内容は、後期高齢者集団健診受診者増に伴う健診委託料の補正でございます。
21件目の令和６年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万1,000円を減額するものでございます。補正内容は、介護特会から一般会計への予算替えに伴う補正でございます。
次に中段、追加予定議案としまして、現時点で、一般職職員給与条例の一部を改正する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例、議会議員報酬等条例の一部を改正する条例、勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例、指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について、令和６年度熊取町一般会計補正予算（第７号）、令和６年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、４ページをご覧ください。令和６年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第３号）、令和６年度熊取町下水道事業会計補正予算（第１号）を予定しております。
以上で、令和６年12月議会定例会にご提案させていただきます案件について説明を終わらせてい

ただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

12月定例会の会期については、日程表（案）のとおり、12月４日から12月17日までの14日間といたします。

本会議の開催については、12月４日、５日、６日及び17日の４日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を12月11日に、総務文教常任委員会を12月12日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、原子力問題調査特別委員会を12月11日に開催いたします。

また、第２回目の議会運営委員会を12月11日に、議員全員協議会を12月12日にそれぞれ開催いたします。

以上のとおり、令和６年12月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、一般質問項目一覧のとおりでありますが、11月26日、全ての通告がされた後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

まず、日程第４　議案第68号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第５号）の専決処分報告についての件、日程第26　請願第１号　小中学校及び保育所等の給食費完全無償化を求める請願書の件、以上２件は、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第５　議案第69号　熊取町新たな地場産品創出等条例の件、日程第６　議案第70号　刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第７　議案第71号　退職手当条例の一部を改正する条例の件、日程第８　議案第72号から日程第13　議案第77号　訴えの提起についての件、日程第14　議案第78号から日程第17　議案第81号　債権の放棄についての件、日程第18　議案第82号　工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校④－１、④－２、⑦棟外壁等改修工事）の件、日程第19　議案第83号　工事請負契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（Ｒ６－１））の件、日程第20　議案第84号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（平成26年度分）から日程第22　議案第86号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和５年度分）の件及び日程第23　議案第87号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第６号）の件、以上の19件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第24　議案第88号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件、日程第25　議案第89号　令和６年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第２号）の件、以上の２件は事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和６年12月定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和６年12月熊取町議会定例会の運営については以上のとおりといたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（坂上昌史君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご

覧ください。
意見書につきましては、２件提出されております。
坂上巳生男議員から、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書（案）、訪問介護事業の基本報酬引下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引上げを求める意見書（案）、以上の２件でございます。
この意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回12月11日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。
ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。
以上で令和６年12月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（「10時12分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長　　坂上昌史

議 会 運 営 委 員 会

月　　日	令和６年12月11日（水曜）招集				
場　　所	熊取町役場議場				
出席委員	委員長	坂上昌史		副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治		委員	石井一彰
	委員	大林隆昭		委員	渡辺豊子
	議長	河合弘樹			
欠席委員	なし				
説明員	町長	藤原敏司		副町長	南　和仁
	総合政策部長	田中耕二		総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	東野秀毅		書記	阪上高寛

付議審査事件

１）令和６年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

２）その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和６年12月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は６名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようよろしくお願いします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）令和６年12月熊取町議会定例会に追加議案としてご提案させていただきます案件につきましてご説明いたします。

２ページの追加予定議案をご覧ください。

追加議案は11件です。

１件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和６年８月８日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うほか、刑法等の一部を改正する法律の規定により、「懲役」及び「禁固」が新たに「拘禁刑」として単一化されるため、この条例案を提出するものです。

２件目の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和６年８月８日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに併せ、一般職の任期付職員の給与についても改定を行うため、この条例案を提出するものです。

３件目の常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和６年８月８日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに併せ、常勤特別職職員（町長除く）の期末手当の支給月数を0.1月引き上げるため、この条例案を提出するものです。

４件目の議会議員報酬等条例の一部を改正する条例につきましては、令和６年８月８日付人事院

勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに併せ、議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げるため、この条例案を提出するものです。

５件目の勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例につきましては、令和６年８月８日付人事院勧告に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲について改定を行うため、この条例案を提出するものです。

６件目の指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）につきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

７件目の令和６年度熊取町一般会計補正予算（第７号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,871万5,000円を追加するものでございます。補正内容は、人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の補正でございます。

８件目の令和６年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ952万6,000円を減額するものでございます。補正内容は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

９件目の令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419万8,000円を減額するものでございます。補正内容は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

10件目の令和６年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万2,000円を追加するものでございます。補正内容は、人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費等の補正でございます。

11件目の令和６年度熊取町下水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、収益的支出の既決予定額27万3,000円、資本的支出の既決予定額に101万円をそれぞれ増額するものでございます。補正内容は、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費の補正でございます。

以上で、令和６年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本11件につきましては、12月17日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本11件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（坂上昌史君）次に、本定例会に提案します議会運営委員会提出に係る追加議案２件について、議会事務局長から説明をお願いします。東野議会事務局長。

議会事務局長（東野秀毅君）失礼いたします。

それではまず、議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由ですが、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和６年４月１日に施行されたことに伴い、本町の議会委員会条例についてもオンライン化への対応などのため、この条例案を提出するものです。

それでは、資料の６ページまでお進みください。

新旧対照表でございます。まず、第６条、第７条は特別委員会の設置及び委員の選任についての規定でございます。第６条では「特別委員会の委員」を「特別委員」に文言を整理するとともに、特別委員の在任の規定を新設してございます。第７条では、第３項中「選任」と第４項中「指名」と重複していることから整理するものでございます。

次に、７ページをご覧になってください。

第18条は秘密会の規定ですが、委員会をオンラインにより開会する場合、現実的には秘密性の担保が困難な場合が多く、オンラインによる場合は秘密会を除外するとの規定をするものでございます。

次に、第22条は、公述人に関する規定で、委員会への申出についてオンラインによる方法を可能とする規定を新設するものでございます。

次に、第26条につきましては、代理人または文書等による意見の陳述の規定でございますが、これもオンラインによる方法を行う場合での手当てを行うものでございます。

次に、８ページをご覧になってください。

最後の第28条は、会議録に関する規定で、委員会の記録及び署名または記名押印についてデジタル化した場合の手当てを新設するものです。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものです。

次に、議会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。

それでは、資料10ページ、新旧対照表をご覧ください。

提案理由ですが、先ほどの議会委員会条例の一部を改正する条例と同様で、本町の議会会議規則についてもオンライン化への対応などを行うため、この規則案を提出するものでございます。

まず、第８条、会議時間ですが、これまで会議時刻前に会議時刻を変更することは、議長の権限として可能と解釈されてきましたが、ただし書に議員からの異議があった場合についての規定があり、会議中でない時間に議長が会議時間を変更することについて、規定上読み取りにくいという課題がございました。そのため、２項では会議に宣告する規定を加え、さらに新たに第３項を設け、会議中でない場合であっても緊急を要するとき、その他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更できる旨を規定するものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

第31条は、議会の選挙における開票及び投票の効力について規定しているもので、地方自治法に基づき、投票の効力に対し異議が出された場合、地方自治法第118条第６項の規定により、議会が決定し文書を交付することとなりますが、これをオンラインで行う場合に必要な事項は、議長が定めるとするものでございます。

次に、第84条は、投票を行う場合での選挙規定の準用について定めるもので、さきの第31条で新設した第４項は準用をしないことから、準用は第１項から第３項までとすることを規定するものでございます。

次に、第100条の２は、議員の資格決定後の通知に関するもので、オンラインにより行う場合に、地方自治法施行規則が求める議会等の定めがないことから、新たに規定を設けるものでございます。

続いて第102条は、現在の法令では使用されていない用語や、デジタル機器の活用に対応するために支障となる文言の改正及び病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から届出制に改めるものでございます。

最後に12ページ、第128条の２、第128条の３は、会議規則中に規定される文書等のデジタル化・オンライン化に対するための通則的な規定として新設するものです。

まず、第128条の２の第１項は、会議規則の規定におきまして、議会、議長、委員長に対して行われる通知で、文書等により行うことが規定されているものを、オンラインを使用することが可能となることを定めるものでございます。

第２項は、議会等が行う通知で文書等により行うことが規定されているものを、オンラインを使

用する方法が可能とするものでありまして、ただし、通知を受ける者がオンラインを使用し受ける旨を表示するものに限るという規定となってございます。

第３項は、オンラインにより通知された文書につきましても、会議規則が適用されることとなってございます。

続いて、13ページをご覧になってください。

第４項は、オンラインで行われた通知の到達時期についての規定、第５項は、オンラインで行われた通知における署名等の取扱い。

次に、14ページをご覧になってください。

第６項は、対面により本人確認すべき事情がある場合の規定となってございます。

最後の128条の３は、文書等の作成または保存することについての電磁的記録に関する規定となってございます。

附則ですが、この規則は、公布の日から施行するものです。

以上、議会委員会条例の一部を改正する条例及び議会会議規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、この２件について、本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第３項に基づき議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会はこの２件を本定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、この２件につきましては、12月17日の本定例会最終日に追加議案として上程し、議会会議規則第38条第２項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、この２件につきましては、追加議案として上程し、議会会議規則第38条第２項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

続いて、先日持ち帰っていただきました意見書案２件についてご意見をいただきます。

お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、１件目の「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）について補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）文言を少し修正していただきたいなというふうに思うんですが、よろしいですか。

まず、この再審法の改正を求める意見書につきまして、先般、大阪府議会のほうで11月に採択されたんで、その大阪府議会の意見書を参考に、ちょっと修正をさせていただきたいなというふうに思います。

まず、タイトルなんですけれども、「再審法の改正を求める意見書」になっていますが、「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書」というタイトルに変えていただきたいということと、そして２行目なんですけれども、２行目のところに熊取町のことが載っているんですけれども、国に出す意見書にちょっと熊取町のことを書いてもどうかなと思いまして、２行目、「日本国憲法にとっても、重要な課題である」というふうに、この間の「からも「人権擁護都市」を宣言している

熊取町」というのは要らないんじゃないかなというふうに思います。

それと、真ん中辺のところの「また」のところなんですけれども、「また、再審開始決定がなされても、検察官が不服を申し立てる事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。速やかな再審公判への移行を行うためには、検察の不服申し立てを認めるべきではない」とこうはっきり断言するのではなくて、「検察の不服申し立てには法的制限を加える必要がある」と。前回、６月議会のときに出されていた意見書にはそういうふうに書いておられましたので、「検察の不服申し立てには法的制限を加える必要がある」という内容にしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

そして最後が、最後のところの「再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める」という、最後の行はタイトルに合わせた文言にしていただくということと、そして、「記」が３つあるんですが、１つ目と３つ目はこれでいいんですけれども、２つ目の「再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止」となっていますが、この文につきましても「禁止」というのではなくて「法的制限」というふうにしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

以上、その辺をちょっと文言修正していただけたら賛成させていただきたいなというふうに思います。

委員長（坂上昌史君）というご意見がありましたが、一旦意見を整理したいなと思うんですけれども、まず、タイトルがかぎ括弧の後「改正に向けた速やかな議論を求める意見書」というタイトル。

次が、２行目の「日本国憲法」の後「からも「人権擁護都市」を宣言している熊取町」を削除。

中段のところ、「検察の不服申し立てを認めるべきではない」というところを「検察の不服申立てには、法的制限を加える必要がある」。

最後の行、「再審法を速やかに」というところを、「再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める」。

そして、「記」のところです。２番目の「再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての法的制限」ということですが、ご意見ほかございますでしょうか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）ただいまおっしゃっていただいた意見については、基本的にはそれでいいかなと思います。今回、この意見書を提案するに当たっては、もちろん前回、私どものほうから提案した意見書の内容はそのままでいこうかなとも思ったんですが、その間、袴田事件の再審の判決が出たということもあって、それについては、この文末に袴田事件の判決のことも４行、５行で書き加えておりますが、前回と違って今回は、別の自治体で可決された意見書を参考にして、私どもとしては、基本的には前回の意見書案と同じ内容といいますか、そういう方向性で提案させていただいたわけなんですが、「「人権擁護都市」を宣言している熊取町にとっても」というこの表現は、これは別に削除しても特に問題はないかと思います。

それと、あと検察官の不服申立てについては、これを「法的制限を加える必要がある」というそういう表現に書き換えても、それは特に問題はないかと思います。基本的には、そういう趣旨での提案ですので。

それとあとは、タイトルの変更というのも「速やかな議論を求める」というと若干弱まりますけれども、そういうご意見ということが出ておりますので、それもその形でいいかなというふうには思います。

ただ、おっしゃっていただいた箇所が、結構幾つかわたっていますんで、今、委員長のほうから口頭で読み上げていただきましたけれども、きちんと整理したやつをもう一度確認する必要があるかなとは思うんですが、それはどうでしょうかね。今の口頭での確認だけで大丈夫かなと若干不安があるんですが。

委員長（坂上昌史君）しばらく休憩いたします。

（「13時51分」から「13時53分」まで休憩）

委員長（坂上昌史君）休憩を終わります。

それでは、先ほどの修正案の修正案ということで、坂上巳生男副委員長からもう一回説明していただいていいですか。僕から説明したらよろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（坂上昌史君）先ほどの渡辺委員からの修正案をもう少し修正しまして、本文の１行目の終わりから２行目です。「「基本的人権の尊重」を掲げる日本国憲法」、渡辺委員はそこの「からも」から修正やったんですけれども、「日本国憲法からも」までを生かして「重要な課題である」ということを修正ということやったんですけれども、ほかにご意見ありますか。よろしいですか。

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

ということで、先ほど読み上げさせていただきました修正案で本文の修正をして、本件を追加議案として上程することにいたします。

次に、２件目の「訪問介護事業の基本報酬引下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引上げを求める意見書（案）」について補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見を承ります。ご意見はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、今回も１か所だけ修正をお願いしたいんですけれども、タイトルのところは、「訪問介護事業の基本報酬引下げの撤回」となっているんですが、「撤回」ではなくて「見直し」に修正をお願いしたいと思います。「見直しと介護報酬全体の大幅な引上げを求める意見書（案）」というところで、最後の行も、だから「よって国及び政府においては、訪問介護事業の基本報酬引下げを見直し、介護労働者の大幅な処遇改善ができるよう介護報酬全体の引上げを強く求める」ということで、「撤回」というのを「見直し」という言葉に修正をしていただきたいなというふうに思います。

委員長（坂上昌史君）修正案が出されましたが、ほかにご意見ございますか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）今、渡辺議員より、タイトルと最後の締めくくりの文章のところの、「基本報酬引下げを撤回」という部分を「見直し」というふうに修正してほしいと。それであれば賛成できるというご意見でしたので、基本的にはそこを「見直し」という表現で構わないかなと思います。

先ほど、特に補足説明はないというふうに申しましたが、全国的に介護事業所の方々は、基本報酬引下げによって大変ご苦労なさっております。だから、この点について、こういう意見書を可決してほしいというふうな要請も我々のところに届いておりましたので、そういう要請に応えるという意味でも、また、介護事業そのものの存続ということを考えたら、こういう意見書を上げることが非常に大事かなと思いまして提案した次第です。

「見直し」という形で、タイトルと最後の締めくくりの２行のところの表現を変えるということで、それで賛同していただけるんであればいいかなと思います。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

では、文言修正をまとめます。

まず、タイトルです。「訪問介護事業の基本報酬引下げの見直しと介護報酬全体の大幅な引上げを求める意見書（案）」。

そして、最後の段落です。「よって国及び政府においては、訪問介護事業の基本報酬引下げを見直し、介護労働者の大幅な処遇改善ができるよう介護報酬全体の引上げを強く求める。」ということで、本件はそのように修正し、追加議案として上程することにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございます。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議

長の諮問に関する事項について、令和６年12月定例会閉会から令和７年３月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和６年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、12月13日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「13時59分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長　　　　　　　坂上昌史

総　務　文　教　常　任　委　員　会

総 務 文 教 常 任 委 員 会

月　　日	令和６年12月12日（木曜）招集			
場　　所	熊取町役場議場			
出席委員	委員長	文野慎治	副委員長	渡辺豊子
	委員	石井一彰	委員	坂上昌史
	委員	坂上巳生男	委員	田中圭介
	議長	河合弘樹		
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南　和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総合政策部統括理事	松浪敬一	総務部長	永橋広幸
	総務部理事	井口雅和	健康福祉部長	野原孝美
	健康福祉部統括理事	石川節子	健康福祉部理事	阪上正順
	都市整備部長	白川文昭	都市整備部理事	山田大河
	都市整備部理事	庭瀬義浩	教育次長	巖根晃哉
	企画財政経営課長	近藤政則	企画財政経営課参事	竹田陽介
	総務課長	道端秀明	総務課参事	瀬野裕三
	人事課長	大神輝光	健康・いきいき高齢課長	桑原良治
	介護保険課長	松藤茂孝	障がい福祉課長	馬場智代
	生活福祉課長	降井広志	子育て支援課長	安達純子
	保育課長	黒川　潔	保険年金課長	橘　和彦
	まちづくり計画課長	馬場高章	下水道河川課長	朝倉　優
	下水道河川課河川農水室長	西村幸洋	学校教育課長	岡本栄治
	学校教育課参事	上垣圭市	学校教育課参事	桝屋知佳
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

付議審査事件

議案第69号　熊取町新たな地場産品創出等条例
議案第70号　刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第71号　退職手当条例の一部を改正する条例
議案第72号　訴えの提起について
議案第73号　訴えの提起について
議案第74号　訴えの提起について
議案第75号　訴えの提起について
議案第76号　訴えの提起について
議案第77号　訴えの提起について
議案第78号　債権の放棄について
議案第79号　債権の放棄について
議案第80号　債権の放棄について

議案第81号　債権の放棄について
議案第82号　工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校④－１、④－２、⑦棟外壁等改修工事）
議案第83号　工事請負契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（Ｒ６－１））
議案第84号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（平成26年度分）
議案第85号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和元年度分）
議案第86号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和５年度分）
議案第87号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第６号）

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は６名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（文野慎治君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月５日の本会議において本委員会に付託を受けました議案19件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長（文野慎治君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（文野慎治君）初めに、議案第69号　熊取町新たな地場産品創出等条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回提案されております熊取町新たな地場産品創出等条例でありますけれども、これにつきましては、クラウドファンディングを利用した新たな地場産品創出、ふるさと納税に係る地場産品の創出ということでありますが、これまで、議会でも何人かの議員からこれに関連した質問等も出ておりましたが、町としてこういう新たな取組をするに当たって、どの自治体を参考にされたか、そしてまた、その自治体においてこういった取組がどの程度の効果を上げているか、そういうことをご報告願えますか。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）２点ご質問いただきました。

参考にした自治体でございます。

まず、お隣の泉佐野市と、先日、常任委員会の合同視察も行っていただいております京丹後市、この２自治体を参考にしております。

２点目のご質問、先行団体における実績ということで、令和５年度の数字なんですけれども、泉佐野市におきましては、クラウドファンディングを使ったプロジェクトが29件あったうちの、目標

額を達成したのが22件ということでお伺いをしております。京丹後市におかれましては、昨年度10個のクラウドファンディングの案件を組成して寄附を集められたというふうにお伺いしております。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）クラウドファンディング型のふるさと納税制度導入に向けて、条例をまず提案していただき期待するものでございます。

その中で、今、坂上委員の質問の中で、泉佐野市は29件中22件が目標達成というところの回答があったんですけれども、それを目標に本町も取り組んでいっていただきたいなというふうに思うんですが、まず、この条例を制定した後、こういった制度を導入しましたということをどのように周知していくのかというところを、ご説明お願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）まずは、この条例施行期日を迎えましたら、直ちに商工会の方々にこの制度のご説明させていただく機会をというふうには考えております。

もう一点、既存の返礼品をご提供いただいている事業者の拡充というものにも、このクラウドファンディングの制度を使いたいと考えておりますので、そういった既存の方々に対してのアプローチ、この大きく２点考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。まず、商工会とそして今の地元の事業者というところ、しっかりと取組を周知していただくというところ、幅広く広報等でも、またホームページ等でも周知していただきたいというふうに思っております。

今、これを取り組むに当たりまして、やっぱり専門的な方をというところで、熊取町地方創生専門員を今募集しているかと思いますが、受付期間が11月25日から12月16日になっておりますが、その状況について教えてください。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）地方創生の募集状況ですが、一定、今16日まで期限を持っておりますので、ちょっと人数はお答えできませんが、一定の応募は今ある状況ではございます。

以上です。あります、状況は。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。よかったです。募集をして誰もなかったらと思ったんですが、一応、手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃるというところで、もうその方にしっかりと、また取組、企画と積極的に推進していただきたいと思いますので、その辺のところよろしくお願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第69号　熊取町新たな地場産品創出等条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第70号　刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理

に関する条例の件を議題といたします。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）今回の刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でありますが、これは、法律の改正によって、禁錮刑と懲役刑が統合されたといいますか、これまで禁錮と懲役というふうに分かれておったものが、拘禁刑ということに整理統合されたことによる文言の整理というふうな感じの条例改正でありますけれども、もし担当課のほうで説明可能でありましたら、懲役刑と禁錮刑の統一という、そのことの意義といいますか、その辺をもし分かりましたら教えていただけますか。
委員長（文野慎治君）瀬野総務課参事。
総務課参事（瀬野裕三君）法律の改正の内容となってございますので、手元の資料ではそんなに詳しい内容のものは持ってございません。
このたびの刑法の改正につきましては、数点の改正、大きい内容がございました。拘禁刑の創設、矯正処遇に関する改正、侮辱罪の法定刑の引上げ等というような内容となってございます。拘禁刑を、新たに懲役と禁錮を統一して拘禁刑ということにしたという内容でございますが、禁錮刑というのはご存じのとおり拘禁されるだけという禁錮ということで、入るだけというような状況になります。懲役についてはいろんな作業をされるという部分で懲役というような内容がございます。禁錮に処せられた場合もそういった作業的なものもされるような状況が非常に多いというふうな状況で聞いてございます。
そういうふうな実態に即した形で、法律の改正をされたというふうな形で、資料等々では聞き及んでいるというような状況でございます。
ちょっと答弁になっているかどうかはあれなんですけれども、以上でございます。
委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。それでは、議案第70号　刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第71号　退職手当条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。それでは、議案第71号　退職手当条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第72号　訴えの提起についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回、訴えの提起というのが何件か出ておりますが、その最初の案件でありますが、訴えの相手方が株式会社徳進建設、代表清算人が徳和目さんですね。そして、訴えの趣旨のところに、相手方に対して4,819万3,950円及びこれに対する平成21年６月６日から支払い済みまでの年５分の割合による金員の支払いを求めるとなっております。この年５分の金員の支払いということですが、これについては、いわゆる遅延損害金ということになるのかと思いますが、既に支払っていただいている業者もある中で、徳和目さん、徳進建設の方は、まだ支払っていないということなんでしょうが、たしか、この徳進建設とは和解ということになっていたはずなんですが、和解しながら不履行となったのはなぜなのか、そして、これまでの支払いは幾らかでもあったのか、そういうことについてちょっと教えていただけますか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）ご質問のこの徳進建設の件につきましては、なぜ和解のほうをしておきながら、支払いが滞ったのかというところにつきましては、ちょっとこちらのほうでも分からないところではございます。もう一点の既に納めていただいた額につきましては、任意の納付と工事の分の相殺ということで305万円のほうを遅延損害金のほうに充てさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）工事代金との相殺で305万円、これを遅延損害金に充てているということですよね。ここには、4,819万3,950円という損害賠償金の金額が書かれているんですが、この遅延損害金について、先ほどおっしゃっていただいた305万円を遅延損害金に充てているということなんですが、今日までの分で現在支払うとすればその遅延損害金が幾らになるのか、それを教えていただけますか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）まず、年５分ということで、本日付けという形で計算の21年６月６日から令和６年12月12日付までの分の遅延損害金の金額を先に申し上げさせていただきたいと思います。遅延損害金のほうが3,739万9,826円、ここから先ほどの任意で納付いただいた分と工事代金の相殺の合算305万円を差し引きまして申し上げます。3,434万9,826円、この部分が年５分の遅延損害金という、本日付の分の形になりますが、そういう計算になります。よろしくお願いいたします。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ありがとうございます。

遅延損害金、年５分というかなりの高い利率ですので、損害賠償金の金額に匹敵するぐらいの遅延損害金が発生しているということなんですが、一旦和解しておきながら不履行になったということで、その理由は担当課のほうでもよく分からないということなんですが、その和解後にお金が入ってこないという状況の下で、担当課としてはどういう働きかけをされてきたんでしょうか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）こちらの部分につきましては、民事執行法に基づく財産開示手続と残回収の回収手続でございますとか、顧問弁護士による債務者との面談、そして債権回収のプロジェクトチームというのを立ち上げまして、そちらで検証を行ってきたというところで、それと合わせて、これはここ以外にもそうなるんですけれども、毎年度、預貯金調査と登記の調査のほうを現在も継続して行っているという、そういう取組のほうを行ってまいったところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ありがとうございます。いろいろと努力をしていただいているということなんですが、なかなか困難なようであります。今回、訴えの提起をするということで、議会の議決の後、

訴訟に入っていくわけなんですが、今後のスケジュールはどういうふうになりますか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）12月17日の本会議のほうで議決をいただきましたら、本訴訟事務を委任してございます顧問弁護士とも協議のほうをいたしまして、訴訟の提起のほうについて調整してまいりたいと。少なくとも今年度中の訴訟提起に向けて、しっかりと調整してまいりたいというふうに思ってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）すみません、これ、一旦和解に関して不履行になっているわけですね。ほんで、今度はまた訴訟されたということで、これ、また相手方がもし和解を求めてきた場合は、どうなるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）訴訟中になりますので、また、和解案が出れば協議をさせていただきます。また、和解、町として合意できる内容と判断できれば、和解内容については、当然また議決事項になりますので、議会のほうで議決をいただくことになろうかと思います。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第72号　訴えの提起についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第73号　訴えの提起についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これも先ほどと同様の案件でありますが、川勝土木建材株式会社代表取締役北川勝廣となっておりますが、損害賠償請求の金額は416万8,500円。これに対してもやはり同様に、平成21年６月６日から支払い済みまでの年５分の割合による金員の支払いを求めるとなっておりますが、今日時点までの遅延損害金は幾らになりますか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）この部分におきます遅延損害金につきましては、323万4,870円となってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この川勝土木建材からは、損害賠償金は一円も入っておりませんか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）こちらの会社のほうからは一円も入ってございません。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）非常に残念ではあるんですけれども、金額的に言えば、ほかの業者に比べれば比較的少ない金額ではあるんですが、416万8,500円の損害賠償金が一円も入っていないという状況ですね。この川勝土木建材株式会社で、ここの住所地は大久保中二丁目10番５号となっているんです

が、現在、大久保中二丁目10番10号、この住所地にはこの川勝土木建材の会社はないんですけれども、この訴えの提起をするに当たって、この川勝土木建材の住所地、連絡先というのは把握できているんでしょうか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）詳細のほうはまだ確認できてございませんが、こちらの部分につきましては、顧問弁護士のほうにも委任しているところでございますので、必要な資料等々顧問弁護士のほうから常時ご案内いただきまして、お知らせありましたら即座にご提出して調査のほうを行っていただいているという、そういう状況でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）恐らく、これまでには何回か郵便物の送付とかしていたと思うんです。それは郵便物は届いているんですか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）はい、過去におきましては、こちらの住所地のほうに郵送物のほうは届いております。そのように確認してございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第73号　訴えの提起についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の途中ですが、ただいまよりしばらくの間、休憩いたします。

（「10時25分」から「10時45分」まで休憩）

委員長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第74号　訴えの提起についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）訴えの提起の３件目でありますが、訴えの相手方が株式会社西貫社ですかね。代表取締役清算人が西尾明治氏ということで、この西貫社の現在の会社の状況はどうなっておりますか。それと、先ほどと同様ですが、この1,690万1,203円に対する遅延損害金の額は幾らになりますか。教えてください。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）この会社につきましては、平成29年１月９日に解散のほうをしておりまして、現在、そこの部分につきましては、既に会社の活動等はもう見受けられないというところでございます。

そして、もう一つのご質問の遅延損害金の額につきましては、今日時点で898万3,105円となってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この代表清算人が西尾明治氏となっておりますが、その代表清算人との連絡とか話合いとか、その辺はどうなっておりますか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）この代表清算人のほうにつきましては、過去に顧問弁護士のほうが直接面談のほうを行って交渉のほう入っておりまして、町のほうも同席をさせていただいてございました。
　以上です。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）顧問弁護士に入ってもらって、西尾氏と直接面談したというのは、それ多分かなり前かなと思うんですが、それはいつの時点ですか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）ちょっと確認いたしますので、しばらくお待ちください。
　お待たせいたしました。平成28年11月22日でございました。
　以上です。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）分かりました。平成28年11月22日ですか。それが西尾氏と話合いができた日付ということで、それから、かなりの年数がたっておるかと思いますが、引き続き、話合いできるよう頑張っていただきたいと思うんですが、この西貫社については、私ども聞いている範囲では、西尾組と言わば同系列の会社というふうに認識しているんですが、たしか西尾組のほうは損害賠償金を全額支払いを終えているんですよね。分割納付で西尾組のほうは損害賠償を払っている。西貫社のほうが全く支払っていないと。その辺が非常に不思議なんですが、その辺については何か分かっておりますか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）この会社と今、委員のほうがおっしゃっていた会社の分については別の会社ですので、そちらの分については、ちょっとなかなか難しいのかなと。ちょっと分かりかねるところでございますが、西貫社のほうにつきましては、こちらの部分につきましては、工事代金との相殺のほうがございまして、733万円支払っていただいているというふうなところを、すみません、ちょっと補足でご報告させていただきます。
　以上です。
委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
　本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　異議なしと認めます。それでは、議案第74号　訴えの提起についての件を採決いたします。
　本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第75号　訴えの提起についての件を議題といたします。
　それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）この訴えの提起の４番目ですが、成公建設株式会社ということで、この会社の現在の状況はどうなっておりますか。そして、また、この会社に対する損害賠償金の遅延損害金は幾らになりますか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）こちらのほうの会社につきましては、もう現在、活動のほうはちょっと見られないというところでございます。そして、この遅延損害金、こちらにつきましては337万7,465円になっております。

以上です。
委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第75号　訴えの提起についての件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第76号　訴えの提起についての件を議題といたします。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）訴えの相手方が株式会社山本組となっておりますが、損害賠償金の額が989万1,000円、やはり、この損害賠償金に対しても遅延損害金が発生しておりますが、それは幾らになりますか。そして、また、この会社の代表取締役が２名連記になっているんですが、この会社の状況も分かりましたら教えてください。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）まず、１つ目のご質問の遅延損害金でございますが、767万5,687円でございます。それから、２つ目のご質問の２名というところでございますが、これ、登記のほうが代表取締役が２名となっているというところでございまして、現時点で活動等々は見受けられないというふうな状況でございます。
以上です。
委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第76号　訴えの提起についての件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第77号　訴えの提起についての件を議題といたします。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）住民訴訟に関する損害賠償の相手方の中で、会社名で訴えられている件と、この西尾氏と北川一彦氏の２名が個人名で損害賠償を請求されるという形になっているんですが、この西尾氏についても4,000万円の損害賠償金について、遅延損害金が幾らになるかということをご報告願います。そして、この西尾氏と北川一彦氏が、この２名が個人として大きな金額を請求されるに至ったその背景についてご説明願えますか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）まず、ご質問の１つ目の遅延損害金のほうにおきましては申し上げます。3,104万1,096円でございます。そして、このような金額になったというところの２つ目のご質問でございますが、こちらにつきまして不真正連帯債務というところの中で裁判所の判決の中でそのように判断されたと、そのように考えてございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいま、不真正連帯債務ということで、裁判所の判決の中でそういうふうに示されたということなんですが、それは町当局としても当然のこととしてそれを受け入れているわけなんでしょうが、西尾氏と北川一彦氏に4,000万円、5,000万円というそういう金額を請求するということは、お二人にそれだけの責任があったということの判断なんですが、その責任ということは、どういうふうに説明できますか。

委員長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）まず、こちらの一番最初でございます。まず、住民訴訟のほうで、建設業者並びにこの個人２名について訴えられたものでございます。その住民訴訟の判決確定の時点をもちまして個人に対して5,000万円、4,000万円の判決が確定してございます。その判決の確定を受けて、地方自治法に基づきまして、損害賠償請求訴訟を起こし、現在に至っている状況でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それでは全くその責任の意味が分からないんですが、あえてお二人は熊取町の建設業協同組合の理事長と副理事長の職責にあったかと思うんですが、そういうことから、こういう恒常的な談合の責任を問われているということでありますが、そのことの説明を担当課からしてほしかったんですが、それはそれぐらいにしておきたいと思います。

この西尾明治氏に対して4,000万円を請求しているわけなんですが、現在、この西尾氏は西尾組とは関係はないんでしょうか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）はい、結論から申し上げるとございません。登記の中でも、そちらの会社の中にも、登記書の中にも入ってございませんので、そういう形で考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第77号　訴えの提起についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第78号　債権の放棄についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）債権の放棄については、この日南建設を含め、後ほど上がってきます３件を含めて、計４件が債権放棄の議案として上がっているわけなんですが、先ほどまでの議案は訴えの提起ということで、ここから後の案件が債権放棄なんですが、訴えの提起と債権放棄との分かれ目、線引きの条件というのは、どういうところにあるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）その分かれ目というところでございますが、あくまでも回収の見込みの中で、会社の破産、それから会社法に基づく解散、それから個人におきましては、死亡の後、相続放棄がされていると。そういうところの部分を調査の結果、出てきたものにつきましては、一定このような形で議案としてご上程させていただいていると、そういう形でございます。

以上でございます。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）大体分かりましたが、破産とか解散ということで、会社としての実体がなくなっている、あるいは相手方の人物が死亡している、相続放棄しているとかそういったことのようでありますが、今、上がっていますこの日南建設につきましても、これ、もともとの代表者が亡くなっているんですかね。そして、現在の代表取締役は北川小夜子さんという名前になっておりますが1,395万2,400円、これの遅延損害金が幾らになりますか。
そして、この日南建設については、損害賠償金は一円も入っていないんでしょうか。その点も教えていただけますか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）こちらにつきましては、遅延損害金のほうにつきましては、一部支払いのほうを受けてございます。その金額が170万2,883円でございまして、そちらの分を除きまして現在の遅延損害金につきましては912万4,562円になっております。
以上でございます。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）遅延損害金が一部、170万2,883円ですか、それだけ入っていると。それは、日南建設に関しては和解しかけていたんですかね、その辺はどうなんですか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）この170万2,883円につきましては、工事代金の相殺と、あと任意で納付してもらった部分での合算という形になってございます。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）分かりました。債権を放棄するということなんですが、現在の会社の状況はどうなっておりますか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）ここの会社につきましては、もう既に破産のほうをしてございまして、裁判所のほうでの手続も終えておりまして、町のほうにつきましても、債権者という形で裁判所のほうに赴きまして、そこで併せて説明をお聞きしたというところでございます。
以上でございます。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）会社を相手取って、会社に対して損害賠償を請求していると。会社が破産処理をしているということで、会社が破産したという状況の場合には、損害賠償請求は一切取れなくなってしまうんですか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）破産といいましても、あくまでも破産という形で、代表清算人というのを申し立てて、その後に、その者を立てていただいた後に、相手方としては成立し得るというふうに考えますが、ただ、破産のほうしておりまして、もう既に財産のほうもございませんので、そういったところで、実態としては、もう現実的にはなかなかできないという形で、この部分につきましては、会社相手という形になりますので、あくまでも法人に対して債権のほうがあるという、そういう性質のものでございますので、なかなか、これより進展というのは現実的にはちょっと困難かというふうに考えてございます。
以上です。
委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第78号　債権の放棄についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第79号　債権の放棄についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）何遍も同じような質問で申し訳ないんですが、こちらにつきましても537万750円に対する遅延損害金が幾らになるかという点と、このヤマシンという会社は、先ほど訴えの提起で出てきました山本組と同じ住所地になっているんですが、これはどういう関係でしょうか。代表取締役も山本保子さんということで、先ほど山本組で出てきた同じ名前なんですが、その辺の事情の説明ができましたら、お願いできますか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）まず、こちらの会社の部分の遅延損害金のほうにつきましては、こちらの会社のほうも工事との相殺のほうがございまして、相殺のほうの金額のほうを先に申し上げさせていただきます。この部分が44万円のほうを相殺いたしまして、差し引いた現在の遅延損害金につきましては372万7,849円となってございます。

そして、もう一つのご質問の、既にもう一つ、この会社が２つ同じところにというそういうご質問につきましては、会社としては全くの別の法人という形になっておりますので、こちらについて直接何か関係性があるとか、そういうふうな形は書面上は出てこないのかなというふうには思ってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）会社の状況について、私ちょっと詳しくはないんですが、この山本組という会社とヤマシンという会社は、かなり以前からずっと同じ住所地で会社が２つ存在していたということなんですかね。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）申し訳ありません。明確には、ちょっと今、分かりかねるところでありますけれど、おおよそ委員のおっしゃったとおりかなというふうには認識してございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第79号　債権の放棄についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第80号　債権の放棄についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これにつきましても、その放棄する債権の額に対する遅延損害金の額、分かりましたら教えていただけますか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）こちらの部分の遅延損害金につきましては、1,236万5,027円となってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ありがとうございます。1,236万5,027円。これは、本日の時点までの遅延損害金のトータルですね。これは、今勝建設株式会社に対する損害賠償金ということなんですが、債務者は、会社法の規定によるみなし解散とされ、かつ代表取締役の死亡により、任意回収、強制執行のいずれの方法においても回収は困難なためというふうな理由説明になっておりますが、このみなし解散ということの説明をちょっとしていただけますか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）こちらにつきましては、会社法の規定によりまして、長らく登記がされていないような会社につきましては、いわゆる休眠状態になっていると思うんですが、そのようなものをそのままにしておくと商業登記の制度に対する信頼性が損なわれるという趣旨の中で、最後の登記から、株式会社の場合でございますが、12年を経過しているものにつきましては、法務大臣による、官報による公告を行いまして、まだ事業を廃止していないという届出でありますとか、またそれを受けて登記の申請がない限りは、職権でもうこれは活動されていないということで、みなし解散という登記を行います。そのみなし解散の登記があっても、３年以内に改めて何か申請をして、やはり活動していますというふうなことがあれば、復活をすることがありますが、こちらにつきましては令和２年12月16日解散ということでございまして、もうそれも過ぎてございますので、実質もう解散しているというふうな形で取扱いのほうさせていただいているという、そういう内容でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第80号　債権の放棄についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第81号　債権の放棄についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これにつきましては、債務者が北川一彦氏ということで、熊取町の建設業協同組合の理事長を長らくされていた方でありますが、5,000万円の損害賠償金に対する遅延損害金の額は幾らになるか教えていただけますか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）こちらにつきましては、遅延損害金の中で、既に差押えのほうを行っている金額がございまして、そちらとの相殺した残りの金額になります。差押えしたものが20万円ちょうどございます。そちらの分を差し引きまして386万1,370円というふうになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今の遅延損害金ですが何か金額間違っていないですか。何か、いやに少なかったんですが。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）大変失礼いたしました。もう一度ご答弁させていただきます。申し訳ございません。
3,860万1,370円でございます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）ありがとうございます。これにつきましては、放棄の理由として、債務者が死亡し、全ての法定相続人が相続放棄の申述を行い債務者が不存在となり、任意回収、強制執行のいずれの方法においても回収が困難なためというふうになっておりますが、その債務者が死亡した後、町としては相続放棄されるまでに何らかの働きかけはしましたか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）対象者本人が死亡してから放棄されるまでの間というところにつきましては、ちょっとなかなか難しい面があるんですが、当方といたしましては、地裁の大阪家庭裁判所のほうに照会のほうを行いまして、相続放棄があったということでの確認をしているというところでございます。
以上です。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）個人が亡くなった後で、こちらからあれこれ言うていくってなかなか難しかったのかも分かりませんけれども、結局、債務は相続人に引き渡される、その過程において何らかの回収ができておればということが、それが非常に悔やまれるわけでありますが。
相続放棄した方というのはどういう方ですか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）こちらにおきましては、申し訳ございませんが、法定相続人の方という形で、すみませんが、そういうような形でのご答弁という形でご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）分かりました。我々議員の間ではもう法定相続人はよく分かっておりますが、[redacted]そういった方々、親族の方が法定相続人となっておったわけなんですが、残念ながらそういった方々が責任を果たさないまま、相続放棄をしてしまったということで非常に残念でありますが、こちらについては、法律上は相続放棄という形で収まってしまっていますので債権回収ができないんでしょうが、これについての弁護士の方のご意見はどうなっておりますか。
委員長（文野慎治君）道端総務課長。
総務課長（道端秀明君）こちらにつきましても、本町のほうといたしましても複数回、何度も顧問弁護士のほうにご相談には伺ったところでございますが、もう既に相手が死亡されて、相続放棄までされているというところで、裁判自体を行っても、そもそも相手方になり得る者がいないということで棄却されるでしょうというふうな形で、そういうふうなご助言もいただいておりまして、現実的にはそのような形にならざるを得ないのかなというふうには、大変遺憾ではございますけれども、そのように考えてございます。
委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
ここで議事の都合により、一時、議事の進行を副委員長にお願いいたします。よろしくお願いします。
副委員長（渡辺豊子君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。文野委員長。
委員（文野慎治君）本当に長時間になりましたが、本当にご苦労さんです。この間のご答弁いただいて

いる担当課の皆さん方の長きにわたってのこのお仕事に対して、改めて敬意を表したいと思います。

ここで、ちょっと手を挙げさせていただきましたのは、議案第72号から第77号　訴えの提起、第78号から第81号については債権の放棄についての審議が行われました。

これらの事案は、平成19年に発覚した町内建設業者による町営大原住宅建替（第２期）工事における談合事件に端を発するものであります。

平成30年12月に、町長、議長による記者会見を関西国際空港の会見場において行いました。町長は、現在の藤原町長、議長は、今何度も質問されました坂上巳生男委員が議長のときでありました。

この最高裁まで争った住民訴訟結審後、なぜ談合事件の発覚から10年余りと長期に及んでいるのか、債権の回収が52％となぜ低いのか、今後の回収のめどはどうなるのかなどなどの問題についての見解と、今後の決意をこの町長、議長による会見の中で宣言をいたしました。

町長は、そのときの記者会見の中で、談合事件の発覚から損害賠償金回収の不公平が10年余りと長期に及んでいるということについて、適時に情報公開がされ、町が原告となって訴訟を提起していれば、このような長期に歳月を費やさず、また、債権回収も展開が変わっていたと思う。当時の上垣町長や中西町長が、談合は町営大原住宅（第２期）工事だけや他の談合疑惑については不知としたことや、また、住民訴訟原告の取組に対して、ありがたいとは思わないという考え方や発言、情報公開の姿勢がその原因であり、それは間違いであったと考えているということを１点目に町長はおっしゃいました。

また、債権回収率が低いことについては、平成29年３月に５名の弁護士による債権回収プロジェクトチームを立ち上げ、対応経過の検証及び債権回収について検討していたが、結果として打開策を見いだすに至らず、新たな債権回収にはつながっていない。これは、住民の声を聞くこともなく、債権回収に拙速に取り組まなかった前町長の誤った姿勢の結果であり、私自身非常に残念である。そして、住民訴訟の原告に対しては、住民訴訟の提起により損害賠償請求額が決定し、町が被った損害を回復できたことは、このような活動がなければなし得なかったものであり、その尽力に心より感謝する。こういう町長談話を発せられました。

あわせて、議長談話も発して、議会の立場としてもこの会見の中で述べさせていただいております。私もこれに立ち会った一人として、本当に、今、時効を迎えるというこのことを思えて、本当に、この歳月の早さに驚いておりますし、この間、町の努力をされた皆さん方にも大いに敬意を表したいというふうに思うわけでございます。この記者会見以降、今日まで、債権回収や、談合を二度と行わせない強い思いで取り組んで来られた担当職員の努力に大いに感謝し、ねぎらいを申し上げたいと思います。

しかし、その平成30年12月以降の町の努力も、当初の上垣、中西両町長の不作為による影響により、債権回収が進まず、時効に係る今回の案件の提案になったことは悔しい思いでなりません。当時、記者会見で述べられた町長としての思いや、悔しさを今回議案提案者として改めて表明をしていただきたく要望するものであります。議会議員も、当時を知る議員は半数を下回りました。この訴えの提起や債権の放棄を審議するこの場において、藤原町長の今の熱い思い、メッセージを議員や町民の皆さんに聞かせていただきたいと思います。要望でございますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

副委員長（渡辺豊子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）このたびの談合事件に係る損害賠償に関する議案につきましては、忌まわしい、そういう談合事件があり、発覚してから17年の月日がたちました。当時の無責任と言えるような判断がありまして、損害賠償に応じず、逃げ続ける企業、個人、また、その関係者が今なおおるということは事実でございます。これに対し、許し難い思いを持つ住民も数多くおられるものと思いますし、私も同じ思いでございます。行政として逃げ得を許さないという思いを、意思を表明するものとして、時効による債権の消滅とすることは看過できず、このたび、債権保全のため訴訟提起に踏

み切ることとしました。

しかし、破産者及び亡くなられた故人に対しては、債務者が不在となり、これ以上請求できないとの顧問弁護士からの助言もあり、債権放棄ということとなりましたが、談合事件を風化させてはならないという考えの下、公平・公正な行政運営を基本とする行政機関としまして、その意思を明確にするべく、そういった思いでありまして、改めて申し上げることになりますが、熊取町において二度とこのような事件が起こらないよう取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上、私からの議案提案に係る思いでございます。

副委員長（渡辺豊子君）それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いいたします。

委員長（文野慎治君）それでは、引き続き委員長をさせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第81号　債権の放棄についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第82号　工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校④－１、④－２、⑦棟外壁等改修工事）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）西小学校の外壁等の改修工事というところの契約の案件なんですが、どういう状況になっているのかの説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）今回、工事を実施予定の西小学校ですが、平成９年に、いわゆる防水材等を敷設するような工事をさせていただきまして、27年が現在経過をしておるというところでございます。実際、今回工事をさせていただく④棟１、２、それから⑦棟の北面、廊下側になるんですが、少し雨漏りをしておるという状況等もございまして、工事概要にお示ししている防水の工事、屋上ですね、それから、外壁周りの工事をさせていただくということで考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。ちょっと経年劣化というんですかね、もう27年もたっているんですからね、それはちゃんと、もうちょっと早くに手入れしておけばよかったんではないかなというふうに思いますが。それは、別に何年たったらという規定はなくてというところなんですかね。その計画性についてはどうなんですか。

委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）もともとこの学校校舎につきましては、令和２年度に検討いたしました長寿命化計画に基づいて、随時進めていくということがベースになってございます。実際には、昨年度に実施設計をいたしまして、今年度工事を進めていくという具合でございまして、順次、これまで東小が大規模を何年か続けさせていただいたように、手を入れていかないといけないということで考えてございまして、順次進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

それで、この工事につきましては、工期が令和７年６月30日までとなっておりますが、学校やっ

ているとき、授業とか子どもが登校されているときとか、工事というのは難しいかと思うんですが、実際のところは、いつ頃工事を進めるんですかね。

委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）今回議決をいただいた後、すぐさま第１回の打合せをさせていただいて、工事をつつがなく進めたい。ただ、年末年始を挟むということ、それから３学期授業があるということもございまして、音の出る工事等については、休日等も活用させていただきながら進めさせていただく。それから、３学期終了後のいわゆる春休み等も含めて、集中的に実施させていただくことになろうかと思います。今後、打合せをさせていただく中で、音の出ない工事で、授業のご迷惑にならない範囲というものが施工できるかどうかということも協議させていただいて、何とか梅雨までに終わりたいということの思いで、この工期設定をさせていただいているところでございまして、学校とも調整、連携をしながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。しっかり調整しながら、安全対策もしっかりしながらよろしくお願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第82号　工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校④－１、④－２、⑦棟外壁等改修工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第83号　工事請負契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（Ｒ６－１））の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、ちょっと確認させてください。この分につきましては、国費ですかね、災害対策費というものが適用されますよね。ちょっとその額等を教えてください。

委員長（文野慎治君）西村下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（西村幸洋君）今回この工事につきましては、緊急自然災害防止対策事業債というのを活用させていただいております。こちらは交付税措置率が70％です。

以上です。

委員長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第83号　工事請負契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（Ｒ６－１））の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第84号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（平成26年度分）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）教師用指導書の購入について、本来、議会の議決を経るべきところをそれが怠っていたというか、漏れていたので、過去の分を遡って追認するということなんですが、これ追認ということになってしまった、その事情の説明をしていただけますか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）今回、この議会の議決を経ることなく購入に至った経緯、事情というところなんですが、教科書、指導書の購入につきましては、供給業者、取次所というところが、もう指定されておりまして、随意契約で購入しております。700万円を超えるような物の買入れという場合は、一般的に入札になってきたりするんですけれども、教科書をにつきましてはそういうことがなくて、一者随契というところで、特にその議会にお諮りすることが必要ないというような誤解の中で生じたものかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）700万円を超えるものは、本来、入札にかけるべきところを教科書、教科用指導書ということで、もう取扱書店が指定されておって随契になっておったと。随契になっていても議決は必要であったと、そういうことなんですかね。

委員長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）先ほど参事のほうからありましたように、契約方法もその理由の一つなんですけれども、教科書というそのもの、こちらが、そもそもこの要議決契約等の条例に該当するその700万円以上の不動産、動産に当たらないという誤った認識をしておったというところも一つの理由と私どもは考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今回、追認というところで議案になっているんですが、これ本町だけじゃなくて、大阪府内では他市町村もあるかと思うんですね。その辺のところがちゃんと徹底できてなかったというのが大きな原因かと思うんですけれども、他市町の状況はどうなのか、分かりましたら教えてください。

委員長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）全て43市町村に問合せしたわけではないんですが、新聞報道等で認知しておるところですが、柏原市、寝屋川市、藤井寺市、八尾市、豊能町、岬町というところで、あと忠岡町も、この12月議会に追認の議案として上げるというふうに聞いてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。これは、また、国のほうというか、その徹底という、国になるんか、府教育委員会の徹底になるんですか、ちょっとその辺のところが分からないんですが、そういった不備のないように、今後、気をつけていただきたいと思います。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第84号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（平

成26年度分）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第85号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和元年度分）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第85号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和元年度分）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第86号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和５年度分）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第86号　小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和５年度分）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

（「11時42分」から「11時47分」まで休憩）

委員長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第87号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第６号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）11ページ、お願いします。

今回、障がい者給付事業というか、そういった関係で追加補正になっている案件が多いですが、最初の障がい者自立支援給付事業につきましては、補装具の助成金の分と、そしてその後、下の障がい者自動車運転免許取得の助成金、そして障がい者福祉の住宅改造助成金、これは違う、上の最初の２つです、最初、見込みよりか多かったというのがあるかと思うんですが、何件見込んでいて何件申請増なのかのところをお願いします。

委員長（文野慎治君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）ご質問は、11ページの19番、一番上の扶助費の身体障がい者補装具とそ

の下の介護・訓練等給付費等でよろしいでしょうか。あと、住宅、その２つでよろしいですか。

まず、身体障がい者補装具の購入等助成金でございますが、例年、当初予算のときに新規で想定されるものを加味して計上してございますが、それより見込みが多くなったものでございます。

まず、補装具のほうが、大きいものになりますと数十万円から100万円ぐらいまでの物がございますので、新規で想定されていたものよりも、今回ではプラスして３件新規がございました。その分についてのご相談がございましたので、その分の見込みでございます。

介護・訓練等給付費につきましても、例年の分に加味してございますが、これも新規の方のご相談、あとは例えば通所でしたら、人は増えていないものの通所の日数が多くなったというふうなことでございまして、今回の介護・訓練等給付費の見込みといたしましては、通所事業で約4,800万円、共同生活援助、いわゆるグループホームのほうで約2,400万円、令和５年度よりも増える見込みになりましたので、これを補正しているものでございます。

以上です。

委員長（文野愼治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）運転免許も聞いたかと思うんですけれど。

委員長（文野愼治君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）障がい者自動車運転免許取得助成金でございますが、こちらも当初、20万円、２件分の想定をしておりました。もう既に２人分につきましては助成が終わっておりまして、現在、また１件分のご相談をいただいていることから、今回補正させていただくものでございます。

委員長（文野愼治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

最初の補装具につきましては、３件追加があったということをおっしゃっていたと思うんですが、当初見込みは何件あったんですか。金額で見込んでいるというとこなんですか。件数と金額、見込みがありますよね。

委員長（文野愼治君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）令和５年度でしたら60件の実績がございましたので、これに新規分を加味して見込んでおりました。

委員長（文野愼治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

令和５年度の実績は60件だったので、60件を見込んでいたが、３件のまた新たな申請があり、補正したというところで理解させてもらっていいわけですか。

委員長（文野愼治君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）そうです。60件で新規を３件分、今回見込んでおりましたが、それに加えて新たに３件の新規があった次第です。

以上です。

委員長（文野愼治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

ということは、63件は見込んでいたけれど、また３件増えたというところですね。はい、理解しました。

運転免許のほうにつきましても、それと介護・訓練等につきましても、見込みよりか増えているというところですよね。住宅改造につきましても、これも見込みより増えたというところなんですか。これは新たにあったというところなんですか。

委員長（文野愼治君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）住宅改造助成金でございますが、こちらも大体、例年２件で見込んでおります。今回、もう既に２件の方の実績とそれと途中経過がございまして、ご相談を今受けている件数がもうございますので、その分について補正させていただくものでございます。

以上です。
委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。
委員（渡辺豊子君）分かりました。
またしっかりと対応していっていただきたい、増える分についてはあれなんですが、見込みにつきましても、あまり多くを見込み過ぎてもあれかと思うんですが、状況等、相談等を含めながら見込みにつきましても、ちょっとまた調整していっていただきたいなというふうに思います。
もう一つのその委託料のところで、地域包括支援センター運営事業で弁護士委託料が増えているというところにつきまして、相談件数と主な内容につきまして、増えているのか、どういった相談が多いのかというところも含めて教えてください。
委員長（文野慎治君）松藤介護保険課長。
介護保険課長（松藤茂孝君）すみません、こちらの弁護士委託料なんですけれども、こちらのほうにつきましては、介護保険の地域支援事業で既に計上していたものを重層的支援という一般のほうへ組替えしたものになっております。金額といたしましては、今まで介護保険特別会計で計上したものを一般会計で計上したものです。
相談内容なんですけれども、こちらのほう、弁護士に、増加する高齢者の虐待事案発生時に法的根拠に基づく判断を仰ぐことができるように、大阪府弁護士協会との委託契約を行いまして、紹介された弁護士との委託契約を行っております。
ここで、９月からなんですけれども、定期的に相談を行っていただいておりまして、１回当たり３件のご相談をしていただいているところでございます。
以上です。
委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。
委員（渡辺豊子君）分かりました。
昨日の事業のほうの常任委員会で出ていた分の相談事業が一般会計のほうで組替えになったというところですね。重層的支援に対する相談事業ということで、高齢者の虐待等そういった相談については、一般会計のほうでの弁護士に対応していっていただいているというところ、理解させていただきました。
またそういった高齢者の虐待等が増えてきているんですか。その現状はどうなんでしょうか。
委員長（文野慎治君）松藤介護保険課長。
介護保険課長（松藤茂孝君）増えていっているといいますと、徐々には相談件数としても今年度に入りまして既に７件のご相談がありまして、虐待の認定といたしましては２件、既に認定したところでございます。
以上です。
委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）先ほどの渡辺委員の質問に対するお答えで、介護・訓練等給付費の内訳といいますか、通所事業とグループホームに分けて金額を報告いただいたんですが、ちょっと聞き取りできなかったので、もう一度説明していただけますか。
委員長（文野慎治君）馬場障がい福祉課長。
障がい福祉課長（馬場智代君）増加分の内訳ということでよろしいでしょうか。
こちら、介護・訓練等給付費につきましては、約5,100万円で今回、補正要求させていただいているところです。それの増加分につきましては、主に就労継続支援通所事業としてと、あと、共同生活援助、いわゆるグループホーム、こちらが増える見込みが大きくなりました。こちらのほうが主な理由でございます。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）私がお尋ねしたのは、通所のほうで幾ら、グループホームで幾らというふうに金額をおっしゃっていただいたんですけれど、そこをちょっと聞き取りできなかったんで、すみませ

ん。
委員長（文野慎治君）馬場障がい福祉課長。
障がい福祉課長（馬場智代君）概算でございますが、就労継続支援事業として約4,800万円、共同生活援助として約2,400万円、５年度に比べて６年度は多くなる見込みです。
もちろん、ほかの事業でマイナスになる見込みのものもございますので、今回、約5,100万円の補正を上げさせていただきたく思っております。
以上です。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）分かりました。
ほかでマイナスになるものもあるということなんですね。両方足すと5,100万円大幅に超えるんで、ちょっと不思議に思っておりましたんで。
この介護・訓練等給付費の金額は、当初予算においても、あるいは決算等においても、かなりの大きな金額になってくるんですが、今、年度途中での補正として、過去にこれだけの補正があったのかどうか記憶にないんですけれども、どちらにおいても通所事業のほうもグループホームのほうも結構、金額が大きいんですけれども、今年度特有の何か特別な事情とかあったんでしょうか。
委員長（文野慎治君）馬場障がい福祉課長。
障がい福祉課長（馬場智代君）何か大きな制度の改正があるとか、そういう特別な理由は特にございません。年々、利用者の方は増えておりますので、今回、こういう状況になったものでございます。
委員長（文野慎治君）いいですか。
ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。
委員（渡辺豊子君）そうしたら、次、総務の関係で13ページのほうで、先ほども教科書の指導書、教師指導書代というのが追認であったんですが、今回この補正予算の中で中学校運営事業の中で872万4,000円あるんですが、これはまた契約案件で出てくるのかとは思うんですが、その辺と、一応、今回それは数量です、何冊というんですか、とかちょっと教えてください。
委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。
学校教育課参事（上垣圭市君）今回、補正の予算になってございます中学校の指導書に関しましてですが、金額が800万円超えておるんですが、今回、購入業者が実は２社に分かれる予定です。といいますのも、指導者用のデジタル教科書というものにつきましては、取次所以外からの購入というのが認められております。という中で、今、熊取町のほうで児童・生徒が使う学習者用のｅポータルサイトというものがあるんですけれども、その中で活用できる事業所からの購入ということを予定しておりまして、購入先が２社に分かれる中で、議会案件にはならないということになっております。
あと、購入の冊数につきまして、ちょっと確認するので少しお待ちいただいてよろしいでしょうか。後ほど確認して、答弁させていただきます。
委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。
委員（渡辺豊子君）分かりました。
１社やったら700万円超えているけれど、２社に分かれるからというところですね。はい、分かりました。デジタル図書も入っているというところですね。分かりました。
そして、次に、中学校給食費と小学校給食費で物価高騰によります分で、今回、給食費補助金があるんですが、その分、物価高騰分というところで、計算根拠というんですか、その辺のところ、１食幾らの高騰分というふうにしているのか、ちょっとその辺教えてください。
委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。
学校教育課長（岡本栄治君）今回、12月補正で小学校、中学校合わせまして、600万円少々補正をさせていただく内容につきましては、実は、精肉店から価格高騰の要望への対応がございまして、豚肉、豚ミンチ、それから豚の角切りと、いわゆる豚肉に関する食材の高騰というものが１点ございます。

それから、もう１点は精米、いわゆる米の価格の高騰でございます。実は、豚肉のほうは７月に要望がございまして、精米のほうは９月に要望がございました。９月に一度、価格の見直しをした後、実は11月に新米の流通が始まりまして、また新たに価格の値上げというものが府下全域で始まったということで説明受けてございます。ですので、この２つが主な要因ということになってございます。

まず、豚肉のほうなんですが、それまでキロ1,500円だったものが1,700円になった、豚の角切りについては、1,700円だったものが1,900円になったという、いわゆるまず、キロ当たりの単価がアップしてございます。ということで、豚肉のほうだけで、小・中学校合わせまして340万円ほど上がるだろうということで、残りの給食の回数も含めて見込みを立てたところでございます。

精米については、まず９月の段階で10キロ当たり4,136円だったものを一旦、4,644円という単価見直しを一度させていただきました。その後、11月の新米流通に合わせてこの4,640円に上げさせていただいた10キロ当たりの単価が6,264円まで実は上がったということで、1,600円実は増になってございます。新米の流通に関しては、府からの説明ももちろん受けて、熊取町については、商業協同組合を通じて、地元の精米業者から仕入れをさせていただくということになっておるんですが、いかんせん世間的な状況も含めて、この単価見直しをしていかないと耐えられないということも含めて、今回、増額の要望をさせていただいたということでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）もういいですか。いいですか。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）ちょっと今、まだ確認している部分もございますが、教師用の教科書につきましては、469冊の購入を予定しておりまして、指導書、それとデジタル教科書、教師用です、こちらにつきまして今確認しておりますので、もうしばらくお待ちください。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

後ほど、また報告をよろしくお願いいたします。

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第87号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第６号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「12時09分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長　　　　文野慎治

事　業　厚　生　常　任　委　員　会

事 業 厚 生 常 任 委 員 会

月　日	令和６年12月11日（水曜）招集				
場　所	熊取町役場議場				
出席委員	委員長	二見裕子	副委員長	大林隆昭	
	委員	多和本英一	委員	長田健太郎	
	委員	江川慶子	委員	河合弘樹	
欠席委員	なし				
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南　和仁	
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二	
	総務部長	永橋広幸	健康福祉部長	野原孝美	
	健康福祉部統括理事	石川節子	企画財政経営課長	近藤政則	
	企画財政経営課参事	竹田陽介	人事課長	大神輝光	
	介護保険課長	松藤茂孝	保険年金課長	橘　和彦	
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛	

付議審査事件

議案第88号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第89号　令和６年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第２号）

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は６名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）なお、発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点滅した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月５日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案２件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（二見裕子君）初めに、議案第88号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。どうぞよろしくお願いします。

後期高齢者医療の補正予算なんですけれども、58万1,000円、この分は大阪府の後期高齢者医療から全額入ってくるということなんですけれども、不足見込額が出たということで、健診を受けられた方が増えたのかなと思うんですが、その辺の要因というか、その辺を教えてください。

委員長（二見裕子君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘　和彦君）当初予算で400人の受診を見込んでおりました。昨年度の350人から50人当初予算で増やしているんですけれども、後期高齢の場合、被保険者が増えていることで多めに見積もって予算を確保しておったんですけれども、春と秋の受診の段階で388人受診いただきましたので、残り12名ぐらいの予算の枠しか残っておりません。あと、また２月に冬の集団健診がございますので、そのために伸び率も勘案しまして、55人分予算を増やさせていただきまして今回の予算を計上しております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。春と秋で388人ということなんで、今聞くと２月にもあるんですね。これ、年何回やられているんですか。それと、この健診というのはどんな形でやられているのか、ちょっと教えてください。

委員長（二見裕子君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘　和彦君）集団健診に関しましては春と秋と冬の３回、健康・いきいき高齢課が実施している住民健診の場に合わせて、国保もそうですし、後期のほうも結核予防会のほうに委託して実施しております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。住民健診、特定健診ですか、それと同じときにふれあいセンターで行っているということで理解したんですけれども、その住民健診と後期高齢者の健診との違いというのはあるんですか。

委員長（二見裕子君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）大体は一緒なんですけれど、違いと言えば腹囲、メタボの部分のところがないということと、あとは質問票のところでフレイル予防の質問というのがプラスされて実施しているというところが違います。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。集団健診と一緒に後期高齢者の医療の健診も同時に行っていると。だから、ちょっと健診の内容は違うところがありますけれども、同じ日にというんですか、同じタイミングでいけるということなんですね。分かりました。

これ、個人負担というのはございましたでしょうか。

委員長（二見裕子君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘　和彦君）保険者として実施する分、連合が受託、我々がしているんですけれども、実施する分に関しては費用は自己負担はございません。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第88号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第89号　令和６年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしくお願いします。

これは一般会計への組替えということなんで、多分あしたの総務に出てくるのではないかなと思っているんですけれども、この委託料、弁護士委託料についての使途というか内容について先にお伺いします。

委員長（二見裕子君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）こちらの弁護士委託料なんですけれども、増加しております高齢者虐待事案発生時に法的根拠に基づく判断を仰ぐことができるように大阪府弁護士協会との委託契約、もしくは紹介された弁護士との委任契約を行うことで虐待事案担当職員の事務的負担であったり精神的負担軽減を図ることを目的に、令和６年度の介護保険特別会計の予算に計上したものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。町の顧問弁護士とは関係ないということですね。

委員長（二見裕子君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）町の顧問弁護士とは別に、虐待を専門にしている弁護士をご紹介いただいて契約しているところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。包括的支援事業ということで、任意事業なので町独自の事業ではあるんですが、虐待というのがやはり深刻な部分で、職員の対応やら家族の対応では済まない部分があるのだなというふうに理解しましたが、弁護士が入っての事案というのは最近増えているんでしょうか。

委員長（二見裕子君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）弁護士が入っての事案といいますか、弁護士にご相談している事案というのがございます。もう既に９月３日に契約しておりまして、弁護士に１回当たり３件をご相談させていただいておるんですけれども、９月から毎月開催しておりまして、計12件程度弁護士とはご相談してという形になってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。そういうふうに対応を任意事業である中でも十分に尽くしているということで、理解しました。

それと、一般会計からの組替えですので、一般会計のほうでその事業を行うということで、重層的支援ということでご説明されましたが、その辺ちょっと教えてください。

委員長（二見裕子君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）重層的支援なんですけれども、国では社会福祉法の規定に基づく事業と、ほかの法律、介護保険法のほか障害者総合支援法や子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法

に基づく事業を一体のものとして実施しているものが重層的支援となっております。こちらは、予算を移しておるんですけれども、国・府の補助が交付を同じようにされます。このたび一般会計に予算を移すのですけれども、介護保険特別会計と同じ形で国・府から補助というものがあるような形になっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第89号　令和６年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時10分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長　　　　二見裕子